

ストレスチェック制度を安心のサポートで



iStress
アイストレス

ストレスチェックサービスのご案内

ストレスチェック義務化に関する法令、指針、実施マニュアル

企業ご担当者様向け

Dojin

株式会社ケミカル同仁

2015年12月1日から、
50名以上の従業員を抱える企業において
ストレスチェックが義務化されました。



そもそもストレスチェックってなに？

労働安全衛生法の改正により、**2015年12月から、労働者が50人いる事業所においては毎年1回「ストレスチェック」を実施することが義務付けられました。***

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。

労働者が自分のストレスの状態を知ることによって、ストレスを溜めすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

こうした背景には、昨今のメンタルヘルス問題による休業者の増加、精神障害による労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなどの深刻な社会問題があります。

改正労働安全衛生法の指針に沿うためには、前回の実施から1年以内に全ての労働者に対してストレスチェックを実施する必要があります。

また、ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

* 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

企業ご担当者様へ

こんなお悩みやご要望はありませんか？



でも…

コンプライアンスだけは順守したい

その問題、iStressで解決できます！



ストレスチェックをオンラインで実施

- ・企業担当者、従業員様の立場で考えたシステム
- ・法令・指針に沿った実施マニュアル
- ・セキュリティ対策も万全
(従業員様の氏名やメールアドレスなどの情報は不要)



ご担当者様の業務負担を大幅削減

- ・事前準備の書類作成から、労働基準監督署への報告書作成まで一貫して代行
- ・結果をリアルタイム反映。全体の集計・分析もラクラク可能
- ・iStressは安心のPマーク取得で個人情報取り扱いも万全



業界最安値

- ・シンプルでわかりやすい価格設定
- ・基本料金10,000円 + 実施料 200円/人
- ・データ保管料 100円 / 人 (オプション)

ストレスチェックには 多くの準備・対応業務が求められます

iStressは準備から完了まで一貫して
サービスを提供します

ストレスチェック義務化への対応は法令・指針に沿うことが求められます。
特に担当者様は実施計画策定や社内規程の作成など、ストレスチェックの法施行を実施するにあたっては大きな負担がかかります。

企業様に求められること

Step1 実施前準備

- ・基本方針の表明
- ・衛生委員会にて調査審議と議事録の保管
- ・実施者、実施事務従事者の選出
- ・社内規程の構築
- ・労働者様にストレスチェック実施の説明・情報提供
- ・推奨する質問票を使用して受検できる体制の構築

Step2 ストレスチェックの実施

- ・受検者側が受検しやすいような環境の準備
- ・医師、保健師等によるストレスチェックを実施させる
- ・未受検者に受検するよう勧奨する
- ・ストレスチェック実施結果の集計をおこなう

Step3 結果判定

- ・個人のストレスチェック結果の保管と通知
- ・高ストレス者の判定と面接勧奨の通知
- ・集団的集計をして分析された結果を受け取る
- ※とくに実務担当者は、結果の保管に対してはセキュリティの確保など必要な措置を講じなければいけません。(5年)

Step4 面接指導

- ・医師へ面接実施の依頼および日程の調整
- ・面接指導をした医師から、就業上の措置に関する意見を聴取
- ・医師からの面接指導の結果記録を保管(5年)

Step5 集団結果の分析

- ・集団分析による結果をもとに職場環境の改善に取り組む
- ・ストレスチェック実施の報告書を労働基準監督署に提出

iStressが提供するサービス

厚労省の指針に沿って 書類作成をサポートします

- ・事業者様の方針表明文の作成
- ・社内規程の作成
- ・ご要望に応じて議事録の保管(3年)

オンライン受検により 企業ご担当者様、受検者 に負担をかけません

企業ご担当者様

- ・未受検者の方へスピーディーに対応可能
- ・結果の集計&分析業務を代行

受検者(従業員様)

- ・PCをはじめモバイルでの受検も可能
- ・ご自身の結果をすぐに閲覧可能

厚労省の指針に沿った 実施なので安心です

- ・ストレス相談窓口の案内
- ・ストレスチェックの結果を保管(5年)
- ・高ストレス者の抽出と面談勧奨
- ・集団的集計の分析結果を提供

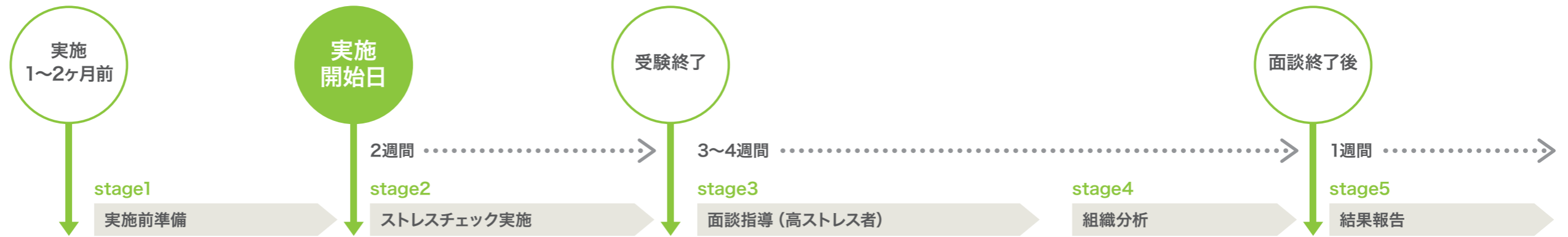
面接申出を フォローします

- ・面接申出の勧奨
- ・面接申出状況と日程を閲覧可能

ストレスチェック制度の 最終ステージまで 一貫して代行します

- ・集計・分析結果の報告
- ・労基署への報告書を作成
- ・結果データの保管

iStressの導入イメージ・スケジュール



貴社ご担当者様

- 基本方針の表明
- 産業医へ連絡
- 衛生委員会召集と調査審議
- 対象者一覧入力 (システム提供)



貴社従業員様

- ストレスチェック受検について説明を受ける



貴社産業医様

- 衛生委員会参加・助言

- 従業員様に実施開始の通知メール及びURL一斉配信
- 未受検者に受検勧奨のメール配信

- ストレスチェックを受検

- 実施者として関与

- 高ストレス該当者に面接勧奨のメール配信

- 面接の申出・受診

- 面談指導の実施

stage4

組織分析

- 事業所への意見報告

面談終了後

stage5

結果報告

- 労基署への実施完了届提出

- 労基署提出書類への記入押印



iStress

- 事前準備に必要な書類の作成
- 共同実施事務従事者として産業医様のフォロー

- 企業担当者様へID・パス通知
- ストレスチェック実施
- 個人の集計業務と結果の保存
- システムによる集計後のストレス判定

- 面接勧奨の案内を企業担当者様に連絡

- システムによる集団ごとの集計業務
- システムによる集団ごとの分析
- 報告書の作成

- 労基署提出用の書類作成

iStressは業界最安値です

- サービス料金表 -

| サービス | 通常料金 |
|-------------------------|---------------------|
| 基本料金 | 10,000円 / 事業所 (税抜き) |
| ストレスチェック | 200円 / 1人 (税抜き) |
| 結果データ保管 | 年間100円 / 1人 (税抜き) |
| 書類作成費 (社内規定・提出用報告書等) | 無料 |

会社案内

iStressは、株式会社ケミカル同仁が提供する企業向けストレスチェックサービスです。

株式会社ケミカル同仁は、創業100年のヘルスケア・ライフサイエンス専門商社として、長年培った信用と実績をもとに”健康な社会を創造する”ためのサービスを提供しています。

ストレスが要因で起こる労働災害は企業にとってもダメージが大きく、リスクマネジメントの観点からも万全の対応が必要となる課題です。企業様の健全な労働環境づくりを支援したいという思いから、iStressは誕生しました。

会社概要

企業名：株式会社ケミカル同仁

創業：1913年(大正2年)

事業内容：研究試薬・診断試薬の販売
医療機器・研究機器の販売
企業向けストレスチェックサービスの提供

代表取締役：上野 景真

顧問：山本 雄士

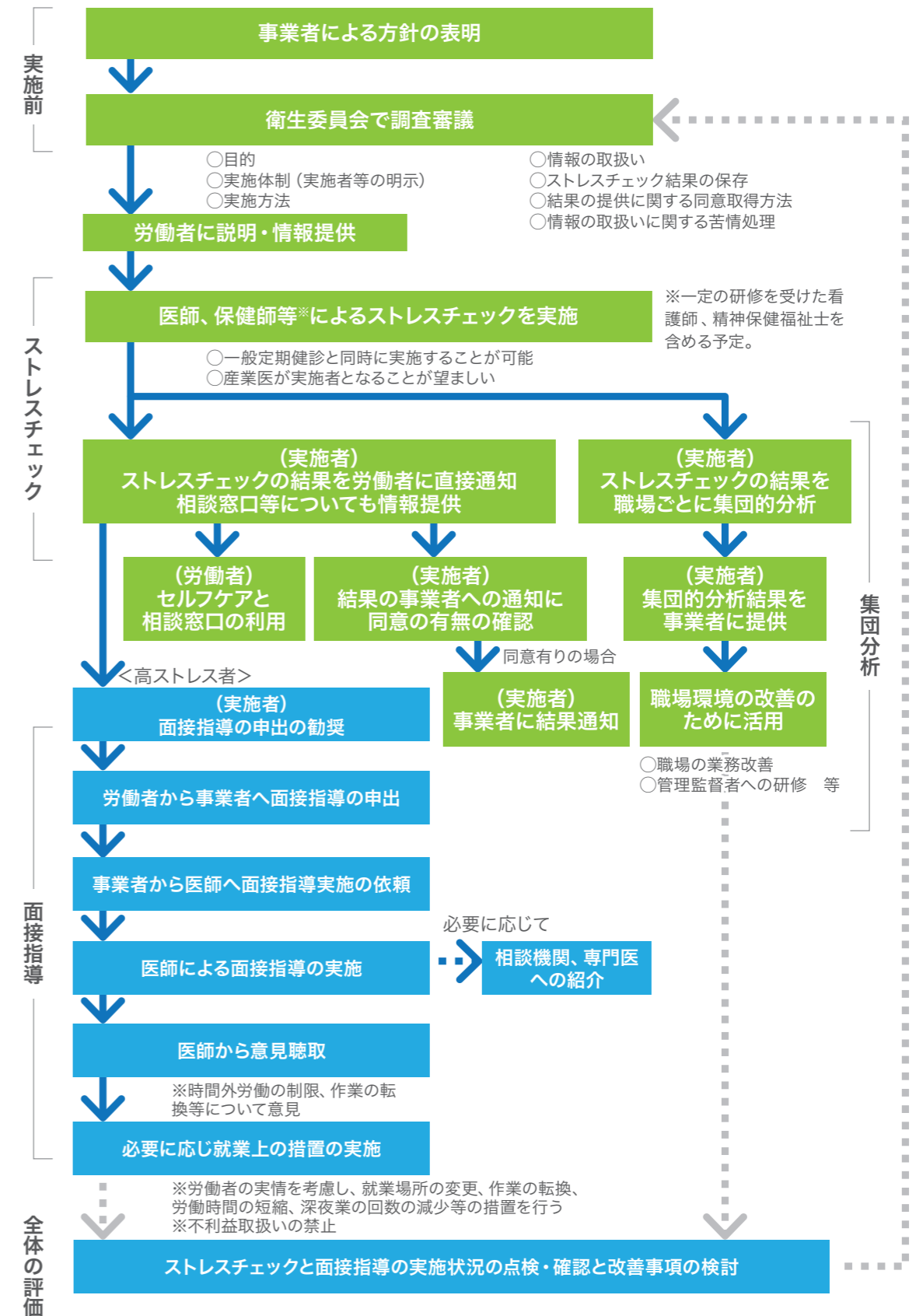


医師。株式会社ミナケア代表取締役。
1999年東京大学医学部を卒業後、同付属病院、都立病院などで循環器内科、救急医療などに従事。
2007年ハーバード・ビジネススクール修了。
厚生労働省保健医療2035推進参与

所在地：東京オフィス 〒140-0001 東京都港区浜松町2-2-15-1101
熊本オフィス 〒862-0967 熊本県熊本市南区流通団地1丁目44番地2

ストレスチェック制度の基本的なフロー

＜ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ＞



ご参考

iStressシステム画面イメージ

全部で57の質問に四択で答えていきます。(従業員様)

5分のできる職場のストレスチェック

STEP1 「仕事について」

非常にたくさんの仕事を
しなければならない

◎ そうだ ○ まあそうだ △ ややちがう × ちがう

◀ トップ画面へ戻る ◀ 前の画面へ戻る

iStress
アイストレス

高ストレスと判定された場合、産業医との面談を予約することができます(従業員様)

iStress
アイストレス

E1090

実施状況

結果・分析

受診者登録

面談予定

過去の実績履歴

設定

ここでは、産業医による面談を予約することができます。
面談をご希望される場合は、希望の日程を選択して予約して下さい。

尚、予約後の変更・キャンセルはこのシステムで行うことはできません。
実施担当者に直接ご連絡ください。

| | 面談候補日 | 時間 | 場所 | 予約状況 |
|-------------------------------------|------------|-------------|----------|------|
| <input type="checkbox"/> | 2016/10/12 | 14:30-15:00 | 6階会議室602 | 空き |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 2016/10/13 | 14:30-15:00 | 6階会議室602 | 予約済み |
| <input type="checkbox"/> | 2016/10/14 | 14:30-15:00 | 6階会議室602 | 空き |
| <input type="checkbox"/> | 2016/10/15 | 14:30-15:00 | 6階会議室602 | 空き |
| <input type="checkbox"/> | 2016/10/16 | 14:30-15:00 | 6階会議室602 | 空き |

予約する 次ページ

回答終了後にすぐに結果を確認することができます。(従業員様)

あなたのストレス状態

あなたのストレス状態は高くありませんが、ストレスの原因となる因子が少しあるようです。

仕事にかかる時間は一日のうちの多くを占めるので、仕事の量の多さや忙しさ、仕事の性質(注意を要する仕事など)、仕事に対してコントロールできる度合いなど、その他様々な出来事がストレスの原因になり得ます。

ストレスの原因因子 ストレスによる心身反応 ストレス反応への影響因子

あなたの現在のストレス反応 セルフケアのためのアドバイス

結果ページの一部

職場全体、部門毎など、集計・分析結果を閲覧可能(企業担当者様)

iStress
アイストレス

E1090

実施状況

結果・分析

受診者登録

面談予定

過去の実績履歴

設定

実施時期: 2016年8月

データダウンロード

所属部署 役職 性別 年齢 その他

全体 全体 全体 全体 全体

結果の概要

| | | |
|----------|--------|------|
| 登録者数 | 1,000名 | 100% |
| 受検者数 | 900名 | 90% |
| 高ストレス診断者 | 200名 | 20% |
| 要面談者数 | 100名 | 10% |
| 面談実施者数 | 50名 | 5% |

集団分析の結果

ストレスの原因と考えられる因子

悪い 1 2 3 4 5 良い

心理的な仕事の負担(量) ☆

心理的な仕事の負担(質) ☆

自覚的な身体的負担度 ☆

職場の対人関係でのストレス ☆

職場環境によるストレス ☆

仕事のコントロール度 ☆

サービスサポート一覧

1. ストレスチェック実施前サポート

| 項目 | 内容 | サポート可否 | 備考 |
|---------------------|---|--------|------------|
| ストレスチェック導入についての方針説明 | 円滑にストレスチェック制度を運用する為に事業者による従業員様への方針説明が必要 | ○ | 方針表明の作成 |
| 衛生委員会の調査審議 | 事業所内での目的・体制方法の確認や情報の取扱いなど | ○ | 議事録の保管(3年) |
| ストレスチェック制度に対する社内規定 | 衛生委員会で審議・決定したことを社内規定として文書にしておくことが必要 | ○ | 社内規定の作成 |

2. 実施者へのサポート

| 項目 | 内容 | サポート可否 | 備考 |
|--------------------------------|---------------------------|--------|--------------------------------------|
| 貴事業所の産業医が主体となって統括・意思決定等して頂ける場合 | 貴事業場の産業医実施代表者として関与 | ○ | 貴事業場産業医の先生に積極的・主体的関与の意思がある場合 |
| 貴事業場の産業医が実施者として一切関与しない場合 | 貴事業場の産業医関与なし 弊社で医師をご紹介 | ○ | ご紹介の産業医の先生と直接契約をして頂きます(ストレスチェック面談可能) |

3. 検査結果のサポート

| 項目 | 内容 | サポート可否 | 備考 |
|---------------|----------------------------------|--------|--|
| WEB形式検査のデータ取得 | WEBブラウザから従業員様がサイトにアクセスして回答を取得 | ○ | |
| 個人結果の通知 | 受検終了後すぐに結果を通知 | ○ | |
| 未受検者への対応 | 受検対象者の実施状況を企業側システムで確認可能 | ○ | |
| 高ストレス者への対応 | 貴社実施事務従事者様にご報告の上、面接指導の勧奨案内文の雛形提供 | ○ | |
| 面談指導 | 面接指導医の準備 | ○ | 面接だけの医師をご紹介致します(地域によってはご紹介できないこともあります) |
| 相談窓口 | 厚労省のサイトをリンク | ○ | 30分/1人で電話相談できる窓口を案内 |
| 集団分析 | システムによる所属・部署ごとの集計・分析と結果の報告 | ○ | |
| 実施後の結果保存 | ストレスチェックに関わる全ての記録を保存 | ○ | システムに従い原則5年保管 |
| 労基署への提出書類の作成 | 労働基準監督署への提出書類を作成 | ○ | 届出には産業医の署名・捺印が必要です |

ストレスチェック制度に関するQ&A

Q1 法に基づくストレスチェックは、今年度はいつまでに何を実施すればいいのでしょうか。

A 前回実施から1年以内にストレスチェックを実施する必要があります。
(結果通知や面接指導の実施までは含みません。)

Q2 ストレスチェックや面接指導の費用は、事業者が負担すべきものなのでしょうか、それとも労働者にも負担させて良いのでしょうか。

A 事業者が負担すべきものです。

Q3 ストレスチェックの実施義務の対象は、アルバイトやパート労働者も含めるのでしょうか。

A 含みます。但し、一般定期健康診断の対象者の取扱いと同様にすることが適当とされていて、通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上労働されているのであれば対象となります。

Q4 かかりつけ医での受検は有効でしょうか？

A いいえ。企業が指定した実施者において実施することが必要です。

Q5 受検率が低い場合、これを理由として労働基準監督署から指導されるといったことがあるのでしょうか。

A 労働基準監督署への報告は、ストレスチェック制度の実施状況を把握するためのものであり、ストレスチェックの受検率が低いことをもって指導することは考えていません。

Q6 受検しない従業員への対応はどのようなのでしょうか？

A 企業には実施を義務づけられてますが、受検者に義務はありません。

Q7 面接指導の実施率が低い場合、これを理由として労働基準監督署から指導されるといったことがあるのでしょうか。

A 労働基準監督署への報告は、ストレスチェック制度の実施状況を把握するためのものであり、また、面接指導は労働者からの申出に基づいて実施するものであるため、面接指導の実施率が低いことについて指導することは考えていません。

Q8 ストレスチェックに関する労働基準監督署への報告については罰則があるのでしょうか。

A 労働基準監督署への報告は労働安全衛生法第100条に基づくものであり、違反の場合には罰則があります。


Q9 ストレスチェックを実施しなかった場合も、労働基準監督署に報告を行う必要はあるのでしょうか。報告しなかった場合は、罰則の対象となるのでしょうか。

A ストレスチェックを実施しなかった場合も、労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第52条の21の規定に基づき、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)」を所轄の労働基準監督署長に提出する義務があります。また、提出しなかった場合は、労働安全衛生法第120条第5項の規定に基づき、罰則の対象となります。

Q10 労働基準監督署への報告について、労働安全衛生規則では、事業場ごとに報告しなければならない旨の規定はされていませんが、本社でまとめて報告するという方法も可能でしょうか。

A 労働基準監督署への報告については、事業場ごとに管轄の労働基準監督署まで提出していただく必要がありますので、本社でまとめて報告することはできません。

iStress
アイストレス

 **03-6869-2247**
平日 9:00~18:00 (土日祝除く)
www.i-stress.jp